

青森県報

第四千二百四十八号

平成二十九年
一月十三日
(金曜日)

目次

告 示

公共測量の実施	（監理課）	一
道路の区域の変更	（道路課）	一
道路の供用の開始	（同）	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	（河川砂防課）	三
公 告		
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	（水産振興課）	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会計管理課）	六
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示	（同）	六
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	（事務局）	七
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	（同）	七
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	（同）	七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	（同）	八

告

示

青森県告示第十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

三 測量の期間

平成二十八年九月十三日から平成二十九年二月二十八日まで

四 測量の地域

国道七号（青森市大字鶴ヶ坂字山本）青森市長島二丁目）

国道七号青森環状道路（青森市大字新城字山田）青森市大字平新田字森越）

青森県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年二月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年二月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

番号	道路類	路線名	変更の区間	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
5	県道	相馬常盤野線	中津軽郡西目屋村大字大秋字開野五八の二一九から 中津軽郡西目屋村大字大秋字開野五五まで	後 一四・三〇メートル 前 一七・二〇メートル	一三六・七〇メートル		
4	県道	浪岡北中野黒石線	黒石市竹田町一三二から 黒石市竹田町一三二まで	後 一五・九〇メートル 前 一五・七〇メートル	一五九・〇〇メートル		
3	県道	久渡寺新寺町線	弘前市大字大開一丁目一の二から 弘前市大字若葉二丁目五の二まで	後 二〇・九〇メートル 前 二〇・七〇メートル	四二・一〇メートル		
2	県道	弘前緋ヶ沢線	弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の八九六から 弘前市大字貝沢字沢辺七五の一まで	後 一三・九〇メートル 前 一三・八〇メートル	一九三・〇〇メートル		
1	県道			後 一八・〇〇メートル 前 一八・三〇メートル	一九三・〇〇メートル		
				後 一三・五〇メートル 前 一三・九〇メートル	一九〇・二〇メートル		
				後 九・〇〇メートル 前 八・〇〇メートル	一九〇・二〇メートル		

線	線	線	線	平成二九・一・一三
県道相馬常盤野線	県道浪岡北中野黒石線	県道久渡寺新寺町線	県道弘前緋ヶ沢線	
中津軽郡西目屋村大字大秋字開野五五まで 九から	黒石市竹田町一三二まで 黒石市竹田町一三二から	弘前市大字大開一丁目一の二から 弘前市大字若葉二丁目五の二まで	弘前市大字十面沢字早助森一五から 弘前市大字十面沢字早助森二一の四まで 弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の八九六から 弘前市大字貝沢字沢辺七五の一まで	
〃	〃	〃	〃	

青森県告示第二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和四十七年二月二十二日青森県告示第四百十六号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

次のとおり改める。

岡崎2号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域（国道一〇一号及び県道岩崎深浦線及び町道深浦一号線の区域を除く。）。この場合において、標柱二号と標柱三号を結んだ線は県道岩崎深浦線官民地境界線、標柱六号と標柱七号を結んだ線は町道深浦六号線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽郡深浦町	深浦	浜町	二九七の一
二	"	"	"	二七五の二
三	"	"	"	二七三の三
四	"	"	"	二七五の一
五	"	"	"	二七六の四
六	"	"	"	二七五の九
七	"	"	岡崎	二七五の三
八	"	"	"	三七の一
九	"	"	"	三七の一七
十	"	"	"	三四〇の三九

十一 " " 浜町 三八〇

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十八年六月二十四日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成26年において、生産量が19万トンで全国第7位、生産額が478億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業従業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水獲、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめ等の資源が増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	若干
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	(注1)
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	(注1)
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	(注1)

(注1) すけとうだら、まさば及びごまさば、並びにするめいかの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年。(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】
 小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】
 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
 なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項
 平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰り第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海岸道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の1種漁業	平成29年5月1日から平成29年6月30日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業（うち手繰り第1種漁業）とは漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のことをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業（かけまわし漁業）	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海岸道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の1種漁業	平成29年5月1日から平成29年6月30日まで	194

(注) 機船手繰り網漁業（かけまわし漁業）とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のことをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】
 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。
 また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
放射線モニタ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年十二月十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社
弘前市大字神田一丁目三の一
- 六 契約金額
七千三百八十一万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

入札の公告を行った日

平成二十八年十一月四日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
放射線測定装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十八年十二月十六日
- 五 落札者の名称及び住所
東北化学薬品株式会社
弘前市大字神田一丁目三の一
- 六 落札金額
三千四百六十三万九千円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年十一月四日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
くどう修逸後援会	荒関 壽久	成田 卓司	北津軽郡中泊町大字中里字亀山五〇八	平成二六・三・二
税理士による木村太郎後援会	石塚 徹	小林 太郎	弘前市大字城東北一丁目一の一〇	二六・三・三

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
--------------------	------	---	---	-------

自由民主党弘前市支部 (工藤 光志)	代表者	工藤 光志	平成二六・三・二四
民進党青森県第1行政区支部 (北 紀一)	政治団体の名称	1 民進党青森県第1行政区支部	二六・三・二〇
民主党青森県第1行政区支部	代表者	西谷 冽	二六・三・二〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
小野寺あきひこ後援会 (大坂 健蔵)	主たる事務所の所在地	青森市本町二丁目二の二〇	青森市中央一丁目三の七	平成二六・三・一
未来の青森を創る会 (小野寺 晃彦)	主たる事務所の所在地	青森市本町二丁目二の二〇	青森市中央一丁目三の七	二六・三・一
山端ひろし後援会 (山端 政博)	代表者	山端 政博	山端 幸博	二六・三・一
未来の元気な大間町を考える会 (佐々木 秀樹)	政治団体の名称	未来の元気な大間町を考える会	佐々木ひでき後援会	二六・三・一
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	下北郡大間町大字大間割石六の二二	下北郡大間町大字大間字冷水五の二三	二六・三・一
小山田久後援会 (小笠原 俊実)	主たる事務所の所在地	十和田市穂並町一五の四八	十和田市元町西二丁目一〇の三五	二六・三・二七
桜田百合子後援会 (新山 忠男)	政治団体の名称	桜田百合子後援会	桜田博幸後援会	二六・三・二〇

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
民主党青森県青森市支部	渋谷 哲一	平成六・二・三〇
自由民主党青森県参議院選挙区第一支部	山崎 力	二六・二・三〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
花田あきひと自由ヶ丘地区後援会	梅原 茂	平成六・三・二九
花田えいすけ自由ヶ丘地区後援会	梅原 茂	二六・三・二九
玉川健五郎後援会	玉川 健五郎	二六・三・三〇

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
--------	-----------	------	---	---	-------

小野寺 晃彦	未来の青森を創る会	主たる所在地	青森市本町二丁目二の二〇	青森市中央一丁目三の七	平成二六・三・一
--------	-----------	--------	--------------	-------------	----------

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭